

## ISPM No.15 (国際貿易における木材こん包材の規制) の改正

### 〔概要〕

ISPM No.15は、国際貿易で使用する木材こん包材に付着する検疫有害動植物の侵入及びまん延の危険度を低下させるための植物検疫措置が定められている。本改正では、現行のISPM No.15の実施状況を踏まえ、運用上不都合な点及び不明瞭な点に関する見直しを目的としている。

また、改正にあたり、熱処理を含む臭化メチル代替処理の促進、臭化メチル排出量を削減するための技術の使用など木材こん包材を対象とした臭化メチルの使用を削減するための方策についても考慮している。

### 〔経緯〕

- ・ 2002年 3月 現行ISPM No.15が承認
- ・ 2006年 4月 総会で改正案の作業プログラムへの追加承認
- ・ 2006年 5月 基準委員会で仕様書が採択
- ・ 2007年 7月 森林検疫に関する技術会議パネルで原案作成
- ・ 2008年 5月 基準委員会で各国協議案として承認
- ・ 2008年 6月 各国協議
- ・ 2008年 9月 各国協議締め切り
- ・ 2008年 11月 基準委員会でIPPC総会に諮られることが承認
- ・ 2009年 1月 各国協議を踏まえた修正版が提示

6月案の概要	6月案に対する日本のコメント概要	今次案の概要
1. 規制対象品の明確化 (1) 規制対象に、 <u>単子葉植物(タケ、ヤシ等)</u> を追加 (2) ワインや葉巻等の高度に加工された贈答用木箱、醸造用樽等を規制対象から除外		(1) <u>追加された当該部分が削除された</u> (2) (6月案のとおり)

2. 消毒済みの表示がある輸入木材こん包材を再び国際貿易に利用する場合の取扱

(1) 再利用

- ・修理や再組立をせず、そのまま輸出する場合
- ・検疫措置不要

(2) 修理

- ・取替割合：3分の1以下の部材を取替えた場合
- ・全ての部材が所定の消毒をされていること
- ・全ての部材が消毒されていることに疑義がある場合、木材こん包材ユニット全体の消毒済み表示を除去し、再処理した上、改めて表示を行う

(3) 再組立

- ・取替割合：3分の1以上の部材を取替えた場合
- ・木材こん包材ユニット全体の消毒済み表示を除去し、再処理した上、改めて表示を行う

- ・「3分の1」の科学的正当性がなければ「修理」と「再組立」の取扱に差を設ける必要はない
- ・いずれの場合も「取替」(replace)と規定し、輸出の際、輸出国の国家植物防疫機関が消毒済みであることに疑義がある場合に再処理が必要と規定すればよい

基準委員会 (SC) の判断

- ・部材管理が困難な国にも配慮しつつ、全ての部材が処理済みであることを保証するため、「解体(dismantle)」の用語で区分する運用上の基準とした。

(1) 再利用 (reuse)

- (「修理」、「再組立」の区別は6月案のとおりとして、それぞれの定義を以下のとおり変更)

(2) 修理 (repair)

- ・取替割合：完全に解体(dismantle)せず、一部の部材を取替えた場合
- ・全ての部材が所定の消毒をされていること
- ・全ての部材が消毒されていることに疑義がある場合、木材こん包材ユニット全体の消毒済み表示を除去し、再処理した上、改めて表示を行う

(3) 再組立 (remanufacture)

- ・取替割合：解体 (dismantle)
- ・木材こん包材ユニット全体の消毒済み表示を除去し、再処理後に改めて表示を行う

<p>3．樹皮の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の消毒措置に加え、樹皮を除去</li> <li>・ただし、幅3cm未満又は幅3cm以上でも部材当たり表面積50cm<sup>2</sup>未満、の樹皮は残存してもよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幅3cm」、「面積50cm<sup>2</sup>」で区別する根拠が明らかでなければ削除すべき</li> </ul> <p>森林検疫技術パネル（TPFQ）の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠となる試験結果が存在</li> </ul>	<p>（6月案のとおり）</p>
<p>4．臭化メチル処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臭化メチルくん蒸の効果確認に最小CT値を導入</li> <li>・臭化メチル処理の適用に関する方法と留意事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT値を導入する以上、CT値の算出式が必要であり、明記されるべき</li> <li>・投薬時の気化器の使用は、必要に応じて行えばよい</li> </ul>	<p>（6月案のとおり）</p>
<p>5．木材こん包材の消毒処理済みマーク</p> <p>(1)処理コード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>処理方法を示すMB・HTの表示を、消毒処理済みマークに記すべき要素から削除</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HTやMBの表示は、表示のあったこん包材に検疫上の問題があった際のトレースに有用</li> <li>・処理方法を示すHT・MBの表示を削除するとスタンプの変更が必要となる</li> <li>・このため、同表示を削除する合理的な理由がなければ現行のままとすべき</li> </ul> <p>基準委員会（SC）の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法を示す表示が必要とされた</li> </ul>	<p>(1)処理コード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>処理方法を示すMB・HTの表示が必要であるとして、消毒処理済みマークの要素とされた</u></li> </ul>

<p>(2)商標としての扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒処理済みマークの枠内には、IPPCシンボル、国コード、生産者コード以外の情報の記載を禁止</li> </ul> <p>(3)ダンネージへの表示確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンネージへの表示確保は、実態上困難が伴うため、特別の配慮が望ましい</li> </ul>	<p>(2)商標としての扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒処理済みマークの枠内には、IPPCシンボル、国コード、生産者/消毒者コード、<u>処理コード</u>以外の情報の記載を禁止</li> </ul> <p>(3)ダンネージへの表示確保には困難があることは認識しつつも、6月案のとおりとし、実施しやすくするための方策を提案</p>
--	---	--

〔今次案に対する対応案〕

- ・「実施された処理が適切に行われたかどうかの確認にCT値が導入されたことから、CT値の算出式が必要であり、明記されるべき」についてTPPTによる検討を行うこと
- ・「臭化メチル消毒時、規定されたCT値を確保できるように収容率を調整して処理を実施すれば良いので、80%以下とする収容比を削除すること」についてTPPTによる検討を行うこと
- ・「臭化メチルは少量又は気温が高い(15 以上)条件下では、気化器を使用しなくても十分気化するため、臭化メチル投薬時の気化器の使用は、必要に応じて使用すること」についてTPPTによる検討を行うこと
- ・すでに現行ISPMに基づく消毒済みマークを付して流通している木材こん包材については、現行表示が有効な間は付け代えの必要はないこと

などをコメントとして提出する予定